

## 国立青少年教育振興機構と民間企業等との連携についてのガイドライン

### 1. 趣旨

このガイドラインは、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が民間企業等と連携するにあたって留意すべき事項を示す。

### 2. 民間企業等との連携の目的

青少年をめぐるさまざまな教育の課題に対応するため、民間企業等の青少年教育への参画を推進し、民間企業等のCSR活動等と連携することで、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成の推進を図ることを目的とする。

### 3. 連携の例示

本ガイドラインにおける「連携」とは、以下を例とする取組とする。

#### (1) 連携の形態

- ① 共催事業や教育の提供等における協力
- ② 民間企業等が実施する出前事業等、人的資源の提供
- ③ 広報面での協力
- ④ 金銭の寄附
- ⑤ 物品の提供
- ⑥ 調査研究における協力

#### (2) 連携テーマ

体験活動（自然体験・生活体験・社会体験・文化体験等）、基本的な生活習慣（早寝早起き朝ごはん）、読書活動、防災・減災教育、環境教育、健康教育、課題を抱える青少年支援、SDGs・ESD 等

### 4. 連携先企業及び連携事業、提供金品について

以下のいずれかに該当するものは、連携対象企業、連携事業、提供金品等として認めないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会的批判を招く恐れがあるもの
- (5) 機構の品位を損なうもの
- (6) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (7) その他機構が不相当と認めるもの

### 5. 金品の提供を受ける場合の手続き

機構が金品の提供を受ける場合は、機構物品等寄附取扱規則及び機構寄附金取扱規則に基づいて取り扱うものとする。

## 附則

1. この裁定は、令和2年10月29日から施行する。